

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会

第1回競技式典専門委員会



ひこにゃん国スポ・障スポ仕様【炬火】

日時 令和5年2月13日（月）15時00分

会場 彦根市役所5階 第2委員会室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

第1回競技式典専門委員会 次第

日時：令和5年2月13日(月) 15時から

場所：彦根市役所5階 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 競技式典専門委員会 委員長あいさつ
- 4 報告事項
 - (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの概要について
 - (2) 競技式典専門委員会について
 - (3) 彦根市開催基本方針について
 - (4) 彦根市競技運営基本計画について
 - (5) 彦根市施設整備基本計画について
 - (6) 彦根市式典基本計画について
- 5 審議事項
 - 【第1号議案】
わた SHIGA 輝く国スポ彦根市リハーサル大会開催基本計画（案）
- 6 その他（スケジュール等）
- 7 閉 会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
競技式典専門委員会 委員名簿

氏名欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No.	機関・組織	役職	氏名
スポーツ	1	一般社団法人彦根市スポーツ協会	事務局長	◎ 清水 良信
	2	彦根市スポーツ推進委員協議会	副会長	岩崎 義典
	3	一般財団法人滋賀陸上競技協会	前理事	小寺 善正
	4	滋賀県ハンドボール協会	副理事長	清水 速人
	5	滋賀県弓道連盟	副会長兼理事長	中村傳一郎
	6	滋賀県なぎなた連盟	会長	森田 充
学 校	7	彦根市中学校体育連盟	会長	○ 涌井 努
	8	滋賀県高等学校体育連盟陸上競技専門部	委員長	澤 知寿
	9	滋賀県高等学校体育連盟ハンドボール専門部	委員長	清水 速人
	10	滋賀県高等学校体育連盟弓道専門部	委員長	浦川 真二
	11	滋賀県高等学校体育連盟なぎなた専門部	委員長	若林 良
会場施設	12	滋賀県立彦根総合運動場	場長	辰巳 直樹
	13	学校法人松風学園彦根総合高等学校	講師	長谷川 奨
	14	パナソニック株式会社くらしケアソリューションズ社ビューティ・パーソナルケア事業部モノづくり総合部	彦根総務課課長	庄司 康人
彦根市	15	彦根市文化スポーツ部スポーツ振興課	課長	馬場 俊雄
	16	彦根市教育委員会事務局学校教育課	課長	谷村 忠司

第1号報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの概要

大会名	第79回国民スポーツ大会	第24回全国障害者スポーツ大会
開催期間	本市で44年ぶりに開催 令和7年9月28日(日)～10月8日(水)	本市では初めての開催 令和7年10月25日(土)～10月27日(月)
開催競技	【正式競技】 陸上競技 ハンドボール 弓道 なぎなた ボウリング 【デモンストレーションスポーツ】 ひこねスパーカラム	【正式競技】 陸上競技 ボウリング 【オープン競技】 SOバドミントン

参加者数 (千人) (延べ数)	国民スポーツ大会						全国障害者スポーツ大会				
	総合開会式	総合閉会式	陸上競技	ハンドボール	弓道	なぎなた	ボウリング	開会式	閉会式	陸上競技	ボウリング
	約27	約14	約51	約30	約8	約6	約6	約23	約18	約17	約2

第1号報告

本市開催競技について

1 わた SHIGA 輝く国スポ（国民スポーツ大会）

【正式競技】

競技名	種別	競技会場	備考
陸上競技	全種別	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	
ハンドボール	成年男子 成年女子 少年女子	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター) 彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	少年女子は 近江八幡市 との共催
弓道	全種別	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	
なぎなた	成年女子 少年女子	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール	
ボウリング	全種別	ラピュタボウル彦根	滋賀県 豊郷町 甲良町 多賀町 との共催

【デモンストレーションスポーツ】

実施競技	主管団体名	開催施設
ひこねスーパーカラム	彦根市スポーツ 推進委員協議会	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)

※実施時期は、原則として令和7年4月1日から国スポ閉会までの期間

第1号報告

2 わた SHIGA 輝く障スポ（全国障害者スポーツ大会）

【正式競技】

競技名	障害区分	競技会場	備考
陸上競技	身体障害 知的障害	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	滋賀県 との共催
ボウリング	知的障害	ラピュタボウル彦根	滋賀県 豊郷町 甲良町 多賀町 との共催

【オープン競技】

実施競技	主管団体名	開催施設
SO バドミントン	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピ ックス日本・滋賀	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポー ツ・文化交流センター)

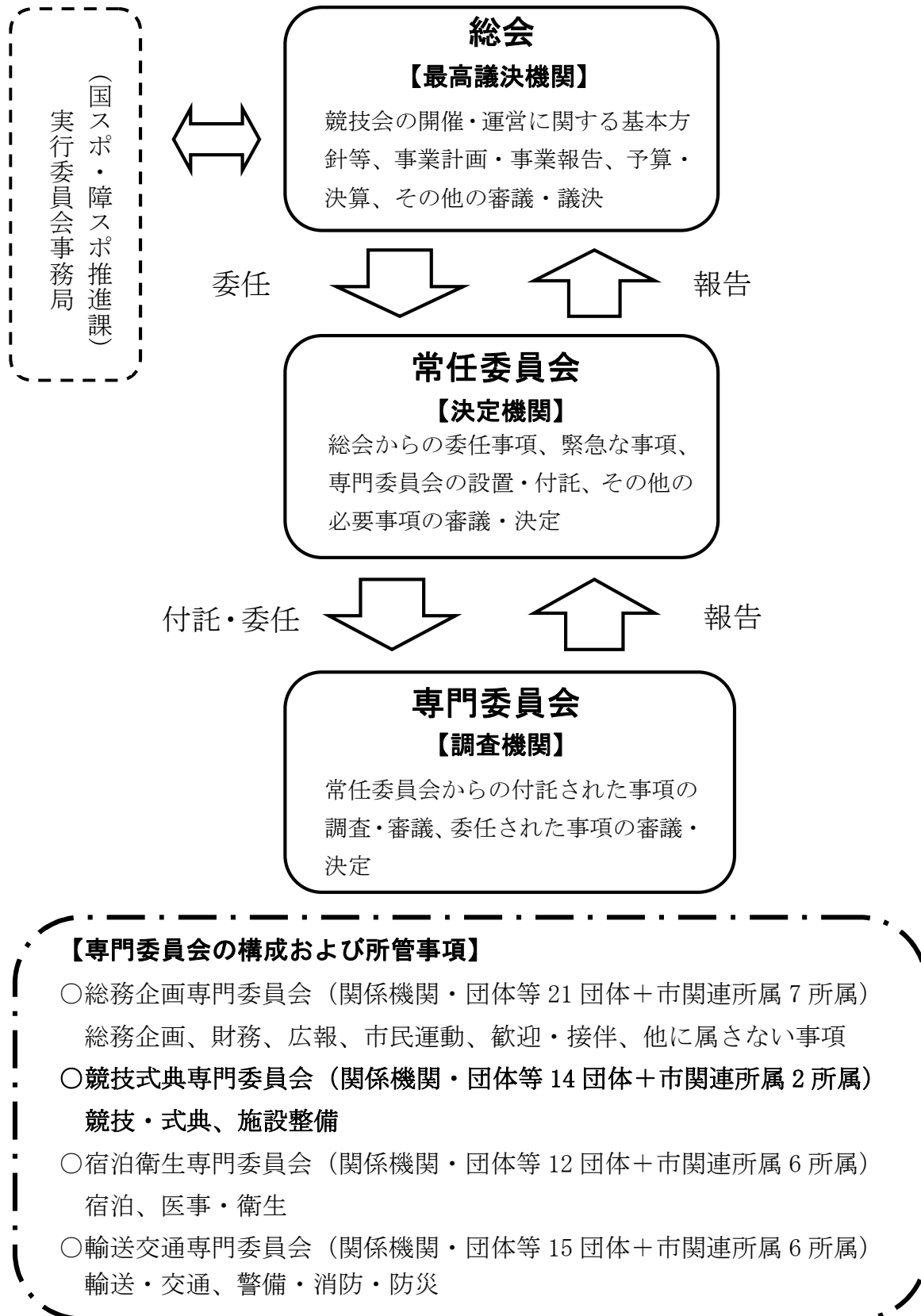
※実施時期は、原則として障スポの開催期間内

第1号報告
わたしたSHIGA輝く国スポ競技会会期・練習会場（彦根市開催競技）

【本会期 正式競技・特別競技】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技日数	令和7年（2025年）														練習会場（予定）	
						9月		10月							11月						
						28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日		
総合開会式		総合開会式	彦根市	平和堂HATOスタジアム （彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	1	◎															
		総合開会式	彦根市	平和堂HATOスタジアム （彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	1																
陸上競技		全種別	彦根市	平和堂HATOスタジアム （彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	5						○	○	○	○	○	○	○				平和堂げんきっこフィールド（彦根総合スポーツ公園補助競技場） オセアンBCスタジアム彦根（彦根総合スポーツ公園野球場） 金亀公園多目的グラウンド
		成年男子 成年女子	彦根市	プロシードアリーナHIKONE （彦根市スポーツ・文化交流センター）	5							○	○	○	○	○	○				滋賀県立彦根工業高等学校体育館 滋賀県立彦根東高等学校体育館 滋賀県立河瀬中学・高等学校体育館 滋賀県立彦根翔西館高等学校第二体育館
ハンドボール		少年女子	彦根市	彦根アリーナ （彦根総合高等学校体育館）	2						○	○									彦根市立東中学校体育館 彦根市立南中学校体育館
		少年男子		あつちマリエート	5							○	○	○	○	○	○				（近江八幡市内）
		少年男子 少年女子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	4							○	○	○	○	○	○				（近江八幡市内）
弓道		全種別	彦根市	プロシードアリーナHIKONE （彦根市スポーツ・文化交流センター）	4	○	○	○	○	○											プロシードアリーナHIKONE（彦根市スポーツ・文化交流センター） メインアリーナ
なぎなた		成年女子 少年女子	彦根市	バナソニック株式会社くらしアブライア ンス社彦根工場多目的ホール	3						○	○	○								滋賀県立彦根翔西館高等学校第二体育館・第二武道場 彦根市立中央中学校体育館・柔剣道場
ボウリング		全種別	彦根市	ラピュタボウル彦根	5						○	○	○	○	○	○					ラピュタボウル彦根

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会組織図



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催基本方針

1 基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、競技力の向上やスポーツの普及・振興を図ることで、すべての市民がより身近にスポーツを楽しみ、生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることができるよう、両大会を一体的に開催することで、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与する大会とします。

また、市民総参加で心のこもったおもてなしや情報発信に取り組むことで、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「風格と魅力ある都市の創造」につながる大会を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツで彦根を元気にする大会

市民一人ひとりが、年齢、性別、健康状態や障害の有無等に関わらず、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに積極的に参画するきっかけとします。

(2) 彦根の子ども・若者や女性が主体的に関わる大会

子ども・若者や女性による大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図ることで、子ども・若者の育成やスポーツを通じた女性活躍の推進につなげます。

(3) みんながともに支えあう彦根を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、スポーツを通じた交流の場の創出により、障害への理解を深め、ともに支えあう社会を築きます。

(4) 市民総参加でつくり、彦根の力を結集する大会

東京2020オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西で高まる関心や実績を両大会につなげ、スポーツボランティア活動が円滑に行われるように努め、市民、地域、関係機関・団体、大学、事業者、NPOなどの多様な主体による大会準備・運営への参画や発信を推進し、市民の力を結集します。

(5) 彦根の魅力を再発見し、地域振興につなげる大会

自然、歴史、文化、食などの様々な彦根の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、競技会運営やおもてなしをきっかけとした地域振興を図ります。

(6) 彦根の子どもが、彦根で育ち、彦根で活躍する大会

大会を契機として、彦根の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、彦根のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。

(7) 彦根の特色を生かし、創意工夫を凝らした大会

既存施設の有効活用や大会運営の簡素化・効率化を徹底し、開催経費の低減に努めつつ、彦根らしい魅力あふれる大会を目指します。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市競技運営基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において本市で開催される競技会については、「彦根市開催準備総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関、関係団体等との連携強化を図り、円滑で効率的な運営に努める。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、多岐にわたる業務を円滑に運営できる体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等との協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技用具の整備

競技用具の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体、施設管理者等と協議のうえ、現有する競技用具をできる限り活用し、または借用するとともに、必要最小限の整備を行う。

(4) 競技記録

競技記録の収集および速報については、県、競技団体、関係機関等と連携を図り、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(5) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、市民等の機運の醸成を図り、県、競技団体、関係機関等と協力して行う。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市施設整備基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」(以下「両大会」という。)において本市で開催される競技会の施設整備については、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障のないよう、県、競技団体、施設管理者等と協議のうえ、できる限り既存施設を活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体、施設管理者等と協議のうえ、できる限り既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体、施設管理者等と協議のうえ、整備する。

(4) 仮設給排水施設の整備

接待所、仮設トイレ等を整備する場合において、仮設給排水施設が必要な場合は、施設管理者等と協議のうえ、整備する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市式典基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において本市で開催する式典については、滋賀県が定める式典基本方針や式典基本構想等を踏まえ、選手の負担にならないよう簡素化・効率化を図りつつも、本市の特色を生かしたものとする。

2 基本事項

(1) 開始式

開始式は、実施の有無を競技団体と協議し、実施する場合は競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体と協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した人々と喜びを分かち合えるものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「SHIGA 国スポ」という。）の本市における競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、滋賀県の「第79回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「彦根市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県および競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則として SHIGA 国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

（1）実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（2）競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営を行うとともに、迅速かつ正確な記録の収集および速報に努める。

（3）式典

開・閉会式および表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。また、式典で使用する音楽は、CD 等の活用を図るなど簡素化に努める。

（4）施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として SHIGA 国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り SHIGA 国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、県、競技団体、施設管理者等と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

第1号議案

(5) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

SHIGA 国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を醸成するため、広報活動および市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として、公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(10) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

5 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

(2) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」におけるリハーサル大会については、滋賀県が設置される、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員
- (3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

参考資料

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

5 顧問は、実行委員会の運営に関して助言する。

6 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散するときまでとする。

3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、会長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。

5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

参考資料

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

参考資料

- (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
 - 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
 - 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
 - 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
 - 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

参考資料

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第 16 条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 17 条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

第 21 条 この会則に定めるもののほか実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員である者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポ

参考資料

一ツ大会彦根市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会とあるものは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会と読み替える。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(令和4年8月4日施行)第12条第4項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。

4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門

参考資料

的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。
- 3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。
- 4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月4日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技・式典に関すること。 2 施設整備に関すること。 3 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防・防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。

第79回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会競技運営基本方針」に基づき、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における各競技会の円滑な運営に資するために、会場地市町と関係競技団体が実施する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に関して基本的な事項を定める。

2 目的

大会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 会場地市町および関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、国スポの円滑な開催に資する。
- (2) 県民の国スポおよび競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図る。

3 開催期間および回数

大会は、会場地市町と関係競技団体が協議の上、各会場地において原則として令和6年度から国スポ開催時までの間に、1競技につき1回実施できるものとする。なお、これによらない場合は、滋賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）と別途協議するものとする。

4 大会の開催

大会は、会場地市町と関係競技団体が協力して開催するものとし、分散開催の競技については、複数の会場地市町により共同で実施することができるものとする。

5 大会の規模

大会は、原則として参加者数および競技役員数が国スポの規模を上回らないものとし、近畿地区大会の活用等に努めるものとする。なお、これによらない場合は、県委員会と別途協議するものとする。

6 大会の運営

- (1) 大会は、国スポにおける各競技会に準じて運営する。なお、複数会場市町で共同開催する場合は、会場地市町間で業務分担等について綿密な調整を図るものとする。
- (2) 大会に使用する施設は、原則として国スポで使用する施設とする。
- (3) 大会は、会場地市町および関係競技団体の実情に応じたものとし、双方が協力して創意工夫することにより、簡素で効率的な運営に努める。

7 大会の経費

- (1) 大会の経費は、会場地市町および関係競技団体が負担するものとする。
- (2) 大会は、華美、過大にならないよう留意し、その経費については、大会の目的が達成できる必要最小限にとどめるものとする。

8 開催の手続き

大会を開催する会場地市町は、関係競技団体と協議の上、大会開催申請書を県委員会に提出し、承認を求めるものとする。なお、提出する申請書および提出時期については別に定める。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

競技式典専門委員会のスケジュール

年月	彦根市（内容）	県・日スポ協
令和4年度 2022年度 （3年前）	○常任委員会・総会（8/4開催） ★第1回競技式典専門委員会（2/13） ・リハーサル大会開催基本計画（案）の審議	・開催の正式決定 ・本会期の決定 ・競技別会期の決定 ・練習会場最終調査 ・競技別実施要項作成 依頼
令和5年度 2023年度 （2年前）	○常任委員会、総会（7月開催予定） ★第2回競技式典専門委員会（日程未定） ・式典実施要項（案）の審議 ・情報通信基本計画（案）の審議 ○競技補助員の動員に係る協力依頼 ○練習会場の借用申請	・競技別リハーサル大会の認定 ・競技役員等編成調査 （仮名簿作成） ・競技補助員等の動員 協力依頼 ・競技用具整備計画最終調査
令和6年度 2024年度 （1年前）	○常任委員会、総会 ○競技別リハーサル大会の開催 ★第3回競技式典専門委員会（日程未定） ・競技別リハーサル大会結果等について	・競技別実施要項最終決定 ・競技役員、競技補助員等最終編成 ・競技用具整備
令和7年度 2025年度 （開催年）	○競技役員、競技補助員等の編成・委託 ○デモンストレーションスポーツの開催 ○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開催	・競技用具最終整備

※開催時期や内容は、いずれも予定であり、準備の進捗により変動することがある。

※このほか、必要に応じて、競技式典専門委員をはじめとする関係機関・団体等との連絡・調整を行う。